

静岡県公立大学法人資金運用委員会規程

平成20年5月13日 規程第138号

令和4年4月1日改正

(設置)

第1条 静岡県公立大学法人における資金を適正かつ効率的に運用するため、静岡県公立大学法人資金運用委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 資金運用方針の作成に関すること。
- (2) 運用先金融機関及び金融商品の選択に関すること。
- (3) その他資金運用に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事（総務担当）
- (2) 事務局長
- (3) 事務局次長
- (4) 経営戦略部長
- (5) 総務部長
- (6) 経営財務室長
- (7) 出納室長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の者をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議を経て、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営財務室において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成 20 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。